

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第8回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

異議ないものと認め指名いたします。
農業委員 4番
農業委員 5番 をお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第29号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

第29号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転が5件、使用貸借権設定が1件、地上権設定が1件の計7件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号 1番

譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ耕作困難のため譲り渡すもので、浅谷公民館より南東へ約230mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、譲受人と妻と次男がおり、農作業歴は譲受人が44年、妻が39年、次男が12年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が120日、妻が120日、息子が100日あり、必要な農作業従事をしていきます。

経営予定面積は7, 123㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 2番

借人の新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。

貸人は維持管理が困難なため貸し渡すもので、八名井時行交差点から南西へ約290mにある農地です。

申請地は借人の自宅から自動車8分の距離であり、通作に問題はありません。農業従事者は、借人本人であります。農作業歴は借人が4年であり、近隣農家のサポートを受けながら農業従事する予定です、農作業に必要な農機具を所有しています。

借人の年間予定従事日数が300日であり、必要な農作業従事は見込まれます。

経営予定面積は4, 308㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、果樹(柿)等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 3番

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。

設定者は相手方要望のため貸しつけるもので、一畝田北神田平交差点より南東へ約370mにある農地です。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部にサカキを作付けし、申請地を耕作していく予定です。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分については問題がないか営農に問題はないかと思われます。また設定者についてもサカキの作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号 4番

譲受人の農業次世代人材投資事業の交付要件に基づいて親から子へ無償譲渡により所有権移転するものです。この事業は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に必要な資金を交付するものです。交付要件には、親族から賃借した農地を交付期間中に当該農地の所有権の交付対象者に移転することを確約することとあり、期間中に所有権移転が行われなかった場合は要件外となり資金の全額返還となります。

譲渡人も農業次世代人材投資事業の交付要件に基づいて譲り渡すもので、上平井公民館より西へ約500mにある農地と北西へ約700mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で7分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は譲受人本人のみで、農作業歴は4年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が250日あり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は4,638㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、いちご苗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます

続いて、4ページをご覧ください。

申請番号 5番

譲受人は経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は遠方在住のため譲り渡すもので、JA愛知東鳳来寺支店から北西へ約130mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩6分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は譲受人本人のみで、農作業歴が20年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が150日であり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は1,418㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 6番

譲受人は新規就農により売買にて所有権移転するものです。

譲渡人は遠方在住かつ管理が困難なため譲り渡すもので、阿寺公民館から北へ約200m・南へ150mにある農地です。

申請地は譲受人が購入予定の住宅から徒歩3分の距離であり、通作に問題はありません。農業従事者は、譲受人のみで、農作業歴はありませんが、母方実家が市外で農業を営んでおり、応援を頼める状況です。自家消費用の野菜の生産を行い、将来的には販売も視野に入れており

	<p>ます。農作業に必要な農機具は所有しています。</p> <p>譲受人の年間予定従事日数が150日であり、必要な農作業従事は見込まれます。経営予定面積は3,502㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、野菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号 7番</p> <p>譲受人は新規就農により売買にて所有権移転するものです。</p> <p>譲渡人は遠方在住かつ管理が困難なため譲り渡すもので、柿平駅から西へ約190mにある農地です。</p> <p>申請地はそれぞれ、譲受人が購入予定の住宅から徒歩1分と車で2分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。農業従事者は、譲受人のみで農作業歴は未経験でありますが、知人（農業経験者）や周辺農家のサポートを受けながら農業に従事し、農作業に必要な農機具を導入予定です。</p> <p>譲受人の年間予定従事日数が150日であり、必要な農作業従事は見込まれます。経営予定面積は2,576.44㎡であり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、梅や野菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から7番について、許可することを原案といたします。これで、第29号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第29号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第29号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第30号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第30号議案について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。転用2件です。議案書9ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、申請人は黒田にて妻と2人で生活しているが、今後の生活設計を考え、長男夫婦と一緒に生活する農家住宅の建築を計画したところ、現住所地は土砂災害警戒区域に指定されており、同じ場所に建て替えるには危険なため、農業用倉庫として利用している宅地及び申請地を含めて農家住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p>

	<p>集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上、必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額借入金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、申請地は申請人の亡き父が自宅に入るため、平成7年にアスファルト舗装し、当時より進入路として使用しており、今般是正すべく申請するものです。</p> <p>なお、以前から進入路として利用がされていたことによる始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上、必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路として転用計画はやむを得ない規模と考えます。</p> <p>利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第30号議案2件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第30号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>その他、発言ございませんか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第30号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第30号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第31号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第31号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。 所有権移転3件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件です。 議案書6ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、名古屋市にて発電事業を営んでおり、安定的な太陽光発電設備</p>

を設置する拠点を確保する必要があり、日照条件が良く、維持管理、採算の確保も可能な希望である申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。

利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は、市内の賃貸物件に夫と住んでいるが、子どもが誕生した時に備え、生まれ育った新城に住宅を建築し、馴染みのある環境で安心して生活したいと考えたが自己所有地はなく父所有の申請地に分家住宅を建築するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。

排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、太陽光発電について事業拡大し売電による収入の確保につとめるため可能な用地を検討していたところ、高齢と健康上の問題から耕作管理ができないため用地売却したいという地権者との合意が得られたため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。

利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

議案書7ページをご覧ください

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は市内にて土木工事業、太陽光発電事業を営んでおり、この度、事業拡大のため、田の一部を営農型発電設備の支柱（太陽光パネルの支柱）として一時転用するものです。

なお、申請地は今後、土地所有者にて畑としてサカキの栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。

	<p>農地区分は、現地確認等の結果、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。</p> <p>一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、譲受人は、主に一般土木・建築工事一式その他修繕工事、森林整備、一般可燃ごみ収集業務、害獣対策、薪の販売、前述に付帯関連一切に関する業務を営んでおり、昭和47年頃から年々建設資材等の在庫が増加し、資材置き場を増やす必要ができたが自社所有地は社用施設及び駐車場として使用しているため、国道へのアクセスも良い、本申請地を平成8年頃から借地し、資材置き場として利用している。</p> <p>今回本申請地を買い取るに際し、農地法の手続きをしていなかったため是正し、申請するものです。始末書が、別紙添付されています。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について借人は、現在市内の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長にともない現住居が手狭となったため、父所有の申請地に住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前審査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。給排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p>
議 長	<p>以上、第31号議案6件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第31号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>その他、補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もございません。採決を取りたいと思います。</p>

議 長	第31号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第31号議案は原案のとおり決定いたします。
事務局	次に第32号議案の農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
	第32号議案について説明をさせていただきます。議案書10ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定8件：12, 664㎡であり、賃借権設定3件：7, 342㎡で、合計12件：20, 006㎡であり、内新規設定が11件、継続設定1件です。
	説明は、新規設定のみ行います。議案書11ページをご覧ください。
	申請番号1番 中宇利地内の畑1筆793㎡に使用貸借権を設定し、麦・大豆の作付けをします。
	申請番号2番 吉川地内の田1筆1,044㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。
	申請番号3番 吉川地内の田2筆1,660㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。
	申請番号4番新規就農です。
	一畝田地内の田4筆3,587㎡に使用貸借権を設定し、多肉植物の作付けをします。 浜州市の多肉植物の生産メーカーに研修に行っているとのこと。また、利用権を設定した土地にハウスを建てる予定になっており、営農等については、研修先の会社からサポートを受けるようです。
	申請番号5番 連合地内の畑1筆1,018㎡に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。 借り手の経営面積が0となっておりますが、耕作者の父の農地で以前より営農をしているため、新規就農者には該当いたしません。
	申請番号6番は更新案件です。7番からは、中間管理事業による転貸の案件です。
	申請番号7番 富永地内の田1筆1,462㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。
	申請番号8番 矢部地内の田1筆1,321㎡に使用貸借権を設定し、飼料作物の作付けをします。
	申請番号9番 矢部地内の田2筆2,342㎡に使用貸借権を設定し、飼料作物の作付けをします。
	申請番号10番 作手白鳥地内の田2筆3,680㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。
	申請番号11番 作手白鳥地内の田1筆769㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。
	申請番号12番 作手白鳥地内の田2筆2,330㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。
	以上、番号1番から12番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の

	<p>内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第32号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
8 番	<p>番号4番 多肉植物の作付けとあるが、サボテンの鉢植え用のものを育てると聞いている。</p>
議 長	<p>その他に補足等はございますか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
12番	<p>確認だが、番号7番から9番の権利設定を受ける借り手の経営面積はこちらの記載で間違いないか。</p>
事務局	<p>こちらに記載している経営面積ですが、中間管理権を設定している土地のみであり、本来ならば自作地等を含めた経営面積を記載するべきでした。申し訳ありません。正確な数字は今も上げることができませんが、経営面積は記載の数値より大きいです。</p>
議 長	<p>その他、ご発言ございませんか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第32号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第32号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第33号議案の非農地決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案書13ページ、第33号議案の非の内決定についてです。 ここで非農地決定について若干説明いたします。 どの様な農地が非農地決定の対象なのかは、別添資料「非農地決定」1ページをご覧ください。具体例の①のところに「土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」で具体例②の注釈のところ「集団的なまとまりのある農地のなかに存在する耕作放棄地は含みません」とあります。 つまり、まとまった農地ではない、森林化したような耕作放棄地が対象となります。ただ長い間農地として使っていないというだけでは対象にはなりません。 裏面は申請地の写真であります。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。申請者申請地記載のとおり。 申請地は農業振興地域外農地であり、土地改良事業等の農業利用を図るための条件整備の計画が今後もなく、非農地決定が可能な区域です。 申請地の状況としては、土地の大半に雑木等が自生し山林原野化の実態が認められ、農地に</p>

	<p>復元するのは困難であり、また立地上山間傾斜地の農地であり、耕作管理が困難であることも認められます。</p> <p>申請者の状況としては、高齢化や健康上の問題があり、また後継者も確保できず、今後の営農が見込まれない状況です。</p> <p>以上により、当該申請地は非農地決定することがやむを得ないものであると認められます</p> <p>議案についての説明は以上ですが、ここで若干の補足と情報提供です。</p> <p>こちらの議案は所有者からの願い出による非農地決定ですが、農業委員会の役割として、農地利用状況調査等の結果再生困難であるとした荒廃農地は、農業委員会が主体となって非農地であると判断する業務があります。その業務を速やかに進めていくよう国からも通達等が出ております関係で、今後、これまでの農地利用状況調査の結果蓄積されている再生困難な荒廃農地を非農地として判断する作業を進めていきますので、ご承知置きください。</p> <p>また、その国からの通達等を読みますと、非農地としての判断を総会の議決によらなくても良いと記載されています。これは効率的かつ速やかにこの業務を進めていくという意味合いからですが、それを受けて、今回の議案のように総会にかけなくても良いよう今後『新城市農業委員会非農地決定通知事務取扱要領』の改正も考えおりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で、第33号議案の説明を終わります</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
8 番	<p>写真でみたとおり、山側の畑が25年前より保全等を何もしていない状態である。たまたま当該地近辺で太陽光パネルを設置するにあたり、日当たりを確保するために山の木々を伐採するという話を聞いているものの、この場所が農地として復元される可能性はほぼない。</p>
議 長	<p>その他、補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
12 番	<p>元々何を栽培していたのか。</p>
8 番	<p>柿や栗だと思われる。</p>
議 長	<p>その他、発言ございませんか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第33号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第33号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>報告第1から第3、報告案件計11件について説明いたします。16ページをご覧ください。</p>

	<p>(議案書16ページから19ページの内容を議案書のとおり朗読)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
9 番	<p>16ページについて、届出者はどちらに在住しているのか。</p>
事務局	<p>番号1番から3番までが市内、4番が市外在住であります。この4番について、相続者親族が届出地を保全管理しているようです。</p>
議 長	<p>その他、発言ございませんか。</p> <p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第8回新城市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p>
	<p style="text-align: center;">午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。</p> <p style="text-align: center;">上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p>
	<p>議 長</p>
	<p>委 員</p>
	<p>委 員</p>